



## 新年を迎えて

理事長 粥川 長 司

新年あけましておめでとうございます。

平成31年の新春を迎え、会員の皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

今年は、4月30日に天皇陛下が退位され、翌5月1日には皇太子様が即位、元号が改まる年であります。また、春の統一地方選挙、7月の参議院議員選挙、10月には消費税率の引上げが予定されています。来年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運もますます盛り上がってくるでしょう。

当協会は、このような記念すべき年に、設立30周年を迎えました。平成の時代とともに歩んできた当協会の来し方を振り返り、将来を展望する記念事業として、6月5日には来賓をお招きして記念式典を、10月18日には岡山大学名誉教授・産業廃棄物処理業経営塾 塾長の田中勝先生による記念講演会を開催します。会員の皆様には是非ご参加をいただき、大いに盛り上げてくださるようお願いいたします。

さて、岐阜県の推計人口(平成30年9月1日時点)も200万人を割ったと発表されましたが、今年は、多くの行事・イベントが続く賑やかな年になる反面、社会のあちこちで人口減少の影響がますます深刻化するよう思われます。あらゆる業種で、あらゆる地域で、働く人の確保が困難となっており、外国人労働者の受け入れを拡大する出入国管理法改正をめぐる議論は、外国人労働者なしでは立ち行かなくなった日本経済の現実を痛感させました。

当協会としても、会員および業界の発展の基礎となる人材育成や安全衛生に対する支援に、全国産業資源循環連合会(全産連)と連携し、今まで以上に強力に取り組んでいかなければならないと考えています。

また、来年は廃棄物処理法施行50年に当たります。全産連と各県協会では、この年を目標に、「処理の受け手」から「資源の創り手」へというあるべき将来像を踏まえた産業廃棄物処理産業の振興に関する法律の制定をめざしています。その実現に向けた活動にしっかりと参加してまいりたいと思います。

さて、今年は災害のない年であることを願うばかりですが、去年は、平成30年7月豪雨災害(西日本豪雨災害)、北海道胆振東部地震と立て続けに大きな災害が発生しました。平成30年7月豪雨災害では、岐阜県でも関市や下呂市で浸水被害が発生し、当協会は、災害廃棄物処理への協力を申し出、7月13日から3日間にわたり、関市の災害廃棄物仮置場における選別作業を行い、岐阜県知事及び関市長から感謝状・礼状をいただきました。

さらに、当協会は、災害廃棄物対策に関する市町村との協定締結など体制整備を進めることとし、年末には、岐阜市と「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を締結したところです。本年もこのような取組みを進めていきたいと考えておりますので、是非、会員の皆様のご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、近頃、食品廃棄物の事案、窯業廃棄物の事案と県内が続いて不適正処理の舞台となりました。当協会は、引き続き、岐阜県・岐阜市の産業廃棄物不法投棄・不適正処理対策に協力し、全産連と呼応して、会員に対する適正処理に必要な情報の提供に努めるとともに、会員の事業の発展に役立つ事業を推進していきたいと考えています。

最後になりましたが、本年も会員の皆様をはじめ関係各位の一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。新年のご挨拶といたします。

## 慶 春



年頭に当たり、皆様のご健勝とご隆盛をお祈り申し上げます。本年も協会の運営にご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成31年元旦

理事長 粥川 長 司

理事 杉下 武 夫

副理事長 澤田 裕 二

同 鷺崎 哲 也

同 丹羽 武

同 傍島 壽 一

専務理事 伊藤 誠 紀

同 高井 勝 由

理事 石垣 彰 寛

同 濱岡 直 彦

同 石原 幸 喜

同 伏見 典 郎

同 川畑 謙一郎

同 松野 守 男

同 木村 順 一

同 森本 禎 人

同 國本 吉 男

同 山下 八 起

同 栗本 純 夫

同 山田 輝 幸

同 河野 勝 二

監事 石田 謙 治

同 高木 雅 浩

## 新年のごあいさつ

岐阜県環境生活部長  
石原佳洋

新年明けましておめでとうございます。

平成31年の年頭にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様には、日頃より、環境行政とりわけ産業廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進に各段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年7月の豪雨災害では、関市内の津保川の氾濫に伴い、市内に設置された仮置き場に大量に持ち込まれた混合状態の廃棄物により悪臭等生活環境への影響が懸念され、早急な処理が喫緊の課題となりました。このような中、記録的な猛暑にも拘らず、貴協会は率先して、多くの会員が仮置き場の分別作業にご協力いただき、7月末までに仮置き場から処理施設への運搬を終了することができました。改めまして、災害廃棄物の迅速かつ着実な処理に対するご協力に深く感謝いたします。

県では、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を目的に平成28年に策定した岐阜県災害廃棄物処理計画に基づき、平成29年度より県内市町村に対し、県計画との整合性のある災害廃棄物処理計画の策定を要請していましたが、今回被災した関市及び下呂市では県計画と整合が図られた計画が既に策定済みであったことは迅速な処理が可能となった大きな要因であると考えています。今後も同様の災害発生が見込まれることから、未策定の市町村に対しては、早急な策定に向けて必要な助言、指導を行ってまいります。

一方、食品廃棄物の不正転売事案を始め、解体廃棄物の不適正事案が引き続き発生したことに伴い、昨年4月に措置命令対象者の拡大、マニフェストに係る罰則の強化など規制強化が図られた廃棄物処理法の改正が行われました。

県では、廃棄物の適正処理の推進や災害廃棄物の迅速な処理に向けた取り組みにより、次世代により良い環境を維持、創造し、「清流の国ぎふ」を引き継いでまいります。

これらの施策の推進には、貴協会並びに会員の皆様のご理解とご協力が必要不可欠であると考えています。本年も貴協会には、協会の目的にあります産業廃棄物の適正な処理、再生利用等の積極的な推進による生活環境の保全、産業の健全な発展に努めていただくようお願いいたします。

最後になりましたが、新しい年が貴協会並びに会員の皆様にとって穏やかで希望に満ちた一年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

## 新年のごあいさつ

岐阜市環境事業部長  
浅野 裕之

あけましておめでとうございます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様におかれましては、平素より、産業廃棄物の適正処理及びリサイクル推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年、我が国では、改元という歴史の新たな一步を踏み出します。国内の人口減少、少子高齢化に加え、地球規模では深刻化する温暖化、プラスチックの海洋汚染問題など、持続可能な社会を形成していくために、今の世代に何ができるかが真に問われる時代でもあります。

また、本年は貴協会が設立30周年の大きな節目を迎えられます。永年に亘り、市民生活や経済活動と常に密接な関係にある廃棄物処理の現場において、社会を支える基盤産業として活動してこられたことに敬意を表するとともに、引き続き、廃棄物の適正処理に全力を傾注していただくことを期待します。

産業廃棄物処理につきましては、これまでも国の法整備を中心に、適正処理の体制づくりが推進されております。しかし、そのシステムが有効に機能するためには、排出事業者における責任意識の向上が肝要です。行政として、電子マネーや法の周知に一層努めていくとともに、皆様の日常業務におかれましても、個別の事案に応じ、排出事業者に適切な対応を促すことの積み重ねが、適正処理の徹底につながると考えます。

加えて、頻発する自然災害への対応も現代社会における重要なテーマの1つであります。昨年の7月豪雨に際し、協会の皆様も県内各地でご尽力されたように、円滑な災害廃棄物処理は被災地の早期復旧に不可欠です。本市としましても、昨年12月、貴協会と災害廃棄物処理にかかる支援協定の締結に至ったことを心強く思う次第です。

新たな時代を迎えるにあたり、廃棄物処理の重要なパートナーとして、行政と貴協会とが一体となって適正処理と循環型社会の形成を推進し、ひいては健全な生活環境を将来世代へ継承していけるよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、貴協会及び会員各位のさらなるご発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

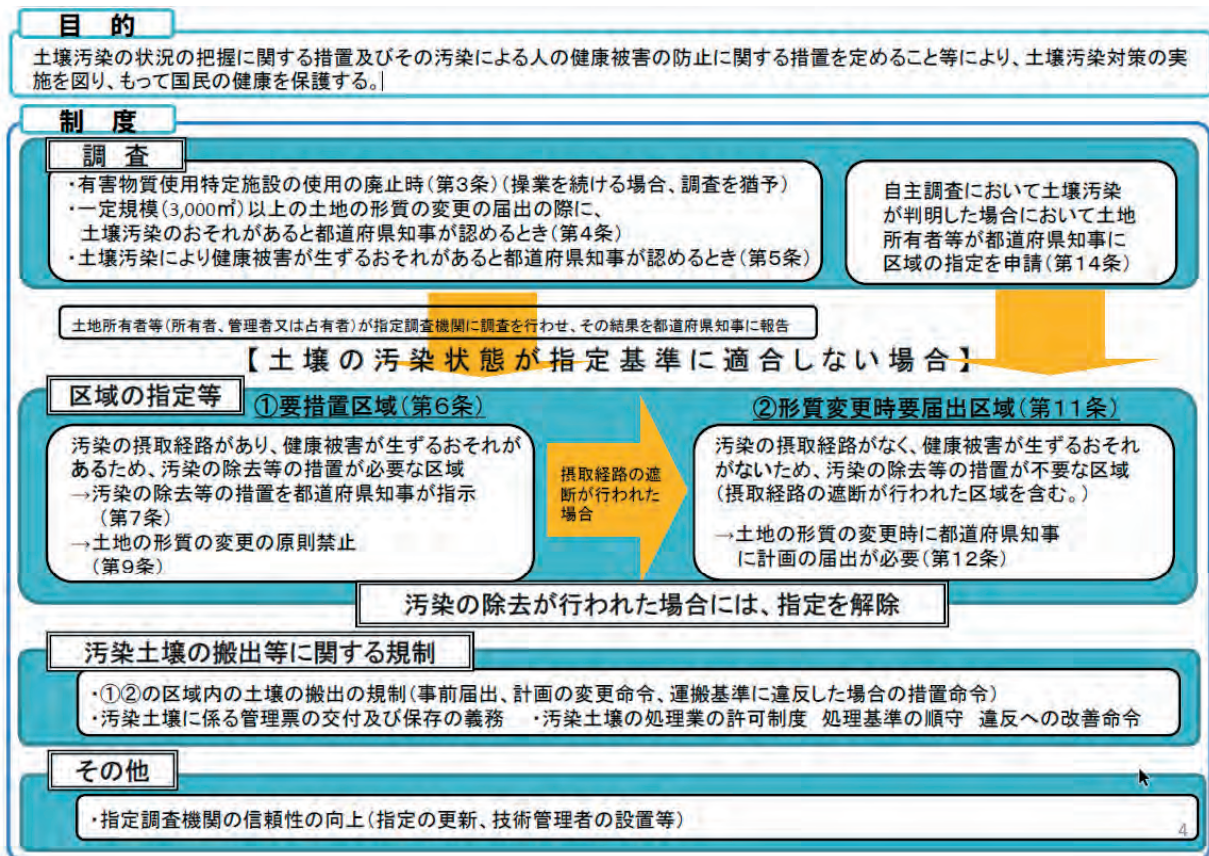
# 土壌汚染対策法の一部改正について

岐阜県環境生活部環境管理課

土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成29年法律第33号。以下「改正法」という。)が平成29年5月19日に公布されましたので、法改正の概要等についてお知らせします。

改正法の施行は、改正内容に応じて二段階に分けて行われることになっており、第一段階は既に平成30年4月1日に施行されています。また、第二段階については平成31年4月1日に施行されます。

## 1. 現行の土壌汚染対策法の概要



## 2. 改正の経緯

環境省が土壌汚染対策法の施行状況を点検した結果、以下の課題が明らかとなりました。

〔課題1〕土地の汚染状況の把握が不十分

工場が操業を続けている等の理由により土壌汚染状況調査が猶予されている土地に

において、土壤汚染状況の把握が不十分であり、土地の形質変更が行われる際には、地下水汚染の発生や汚染土壤の拡散が懸念される。

〔課題2〕 汚染の除去等の措置に係るリスク管理が不十分

汚染の除去等の措置が必要な区域において、不適切な措置が計画・実施された場合に対する是正の機会がなく、リスク管理が不十分である。

〔課題3〕 リスクに応じた規制の合理化が必要

基準不適合が自然由来等による土壤であっても、区域外に搬出される場合には、汚染土壤処理施設での処理が義務付けられており、工事に支障がある。

以上の課題を踏まえ、環境省が設置する中央環境審議会において今後の土壤汚染対策の在り方についての検討が行われ、改正法が公布されました。

### 3. 改正の内容

改正法の内容のうち、主なものについては、以下のとおりです。

#### (1) 土壤汚染状況調査の対象となる土地の拡大【第二段階施行】

① 土壤汚染状況調査が猶予されている土地においては、土地の利用の方法の変更時に加え、一定の規模(900㎡)以上の土地の形質変更時にも都道府県知事への事前届出が規定されました。

② 現行の土壤汚染対策法では、操業中の工場等である土地の形質の変更については、土地の形質の変更面積が一律3,000㎡以上の場合に、都道府県知事への事前届出(工事着手30日前)が必要でしたが、有害物質使用特定施設の存在する工場等の敷地内で行われる土地の形質の変更については、届出の対象となる土地の形質の変更面積が900㎡以上に引き下げられます。

#### (2) 土地の形質の変更の届出時の土壤汚染状況調査結果の添付【第一段階施行】

一定の規模以上の土地の形質の変更を行う者が、事前に当該土地の土壤汚染状況調査を実施した場合に、その結果を土地の形質の変更の届出に併せて都道府県知事に提出することができるようになりました。

#### (3) 土壤汚染状況調査の合理化【第二段階施行】

① 地下浸透防止措置が行われている施設の廃止後に実施される土壤汚染状況調査について、当該施設が改正水質汚濁防止法施行日(平成24年6月1日)以降に新設された有害物

質使用特定施設であり、同法第12条の4の構造基準等に適合しており、また同法第14条第5項の点検が適切に行われたことにより有害物質を含む水の地下浸透のおそれがないことが確認できた場合は、地下浸透防止措置の実施された範囲について『汚染のおそれがない土地』として扱うこととなります。

② 土壌汚染状況調査において、試料採取等の対象とする最大の深度を、形質の変更を行う深さより1m深い深さまで又は深さ10mまでとすることができるようになります。

(4) 汚染除去等計画の提出【第二段階施行】

要措置区域として指定された区域について、当該土地の所有者等は、要措置区域内において実施する汚染除去等の措置計画の提出が義務付けられました。

(5) 自然由来等形質変更時要届出区域の汚染土壌の取扱い【第二段階施行】

自然由来等形質変更時要届出区域内から発生する土壌のうち、一定の基準を満たしている土壌については、汚染状態や地質が同じ自然由来等形質変更時要届出区域への移動が可能となります。

改正の内容のうち下線部の内容については、平成30年11月1日～30日に環境省が実施したパブリックコメント等を基に作成しています。原稿執筆(平成30年12月14日)時点において土壌汚染対策法施行規則等が未公布のため、第二段階の施行日(平成31年4月1日)までに変更になる可能性があります。

問合せ先：岐阜県環境生活部環境管理課(TEL:058-272-8230)

※岐阜市内での事例については、岐阜市自然共生部自然環境課(TEL:058-214-2153)にお尋ねください。

## 岐阜市と岐阜県産業環境保全協会との 「災害時における廃棄物の処理等に関する 協定」の締結について

(一社)岐阜県産業環境保全協会

平成30年12月26日(水)に、岐阜市と「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」の締結式が、岐阜市役所で行われました。

締結式では、田川環境事業政策課長の司会により出席者紹介、経緯報告の後、柴橋市長と粥川理事長が署名の上協定書を互いに交換し、それぞれ挨拶、意見交換等が行われました。

出席者	岐阜市側	岐阜市長	柴橋 正直
		環境事業部長	浅野 裕之
		防災監兼都市防災部長	田中 光弘
		環境事業部次長	久米 規文
		環境事業政策課長	田川 智史
		産業廃棄物指導課長	宮居 仁志
		環境事業課長	松山 淳
	協会側	理事長	粥川 長司
		理事・総務委員会委員長	高井 勝由
		専務理事	伊藤 誠紀
		事務局長	佐藤 正幸



【岐阜市役所 市長応接室にて】

地震等の大規模災害時には、岐阜地区会員の皆様を中心にご協力をお願いすることとなりますが、よろしくお願ひします。

### 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

岐阜市(以下「甲」という。)と一般社団法人岐阜県産業環境保全協会(以下「乙」という。)は、地震又は水害等の大規模災害が発生した場合に応急に実施する廃棄物の処理等の協力活動(以下「協力活動」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、岐阜市内における災害の発生に際し、災害廃棄物処理を迅速かつ着実に遂行するため、乙が甲に協力して実施する災害廃棄物処理等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、次の各号のいずれかに該当する一般廃棄物をいう。

- (1) 生活ごみ(被災後の生活に伴い発生するごみ、災害により処分する家財など)
- (2) がれき類(災害により倒壊又は焼失した建物等の解体撤去等に伴い発生する木くず、コンクリートがら、金属くず及びこれらの混合物)
- (3) 前各号のほか災害に伴い処理する必要が生じた廃棄物



## (協力活動の要請)

第3条 甲は、被災後の廃棄物処理を実施する上で必要と認めた場合、次に掲げる事項について、乙に協力活動を要請することができる。

- (1) 災害廃棄物の収集運搬、処分(中間処理を含む)
- (2) 市が指定する災害廃棄物の一時保管場所等の管理
- (3) 災害廃棄物に関する行政情報の周知
- (4) その他、災害廃棄物処理に関する事項

2 甲は、前項の要請に当たっては、協力活動の要請内容を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭により要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

3 甲は、第1項の要請を行う際、被災状況等協力活動の実施の参考となる情報を乙に提供するものとする。

4 甲は、乙に対し、甲が実施する災害廃棄物処理に関する訓練や研修等(以下、「訓練等」という。)への参加を要請することができる。

## (協力活動の実施)

第4条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、速やかに乙の協会員の中から必要な人員、車両及び資機材等を確保し、甲の指示に従い、可能な限り協力活動を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施するにあたり、必要な情報を収集し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前条第4項の要請を受けたときは、訓練等の趣旨を踏まえて参加に努めるものとする。

## (費用負担)

第5条 第3条の要請に基づき乙が実施した協力活動の費用については、甲乙協議して決定するものとする。

## (災害補償)

第6条 協力活動により乙の作業者が、死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は、乙又は乙の会員の責任で対応するものとする。

## (情報伝達)

第7条 甲及び乙は、情報の伝達を迅速かつ正確に行うため、連絡責任者をそれぞれ定めるとともに、連絡体制を整備するものとする。

2 甲及び乙は、相互の情報共有に努めるものとする。

## (その他)

第8条 この協定に定めがない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

## (適用)

第9条 この協定は、平成30年12月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年12月26日

甲 岐阜市今沢町18番地  
岐阜市長 柴橋 正直 印

乙 岐阜市藪田南1丁目11番12号  
一般社団法人岐阜県産業環境保全協会  
理事長 粥川 長司 印